二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字柴倉六の一・字沢内四五の二〇・四五の二三・九九・字大滝頭一の八八・一の九〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　滋賀県米原市大久保字ロロシ一四五二、一四五三、字寒谷一四九九・犬上郡多賀町大字萱原字野瀬一三二四・一三二五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三二五の二、字横掛ケ一三二六、一三二七の一（次の図に示す部分に限る。）、一三四三の一、一三四四の一、一三四五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁並びに米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　滋賀県湖南市菩提寺字雨山三二九の四七六（次の図に示す部分に限る。）、高島市朽木荒川字上山四四八の一、四七六の一、四七八、四八〇から四九〇まで、五四五から五四七まで、五四七の一、五七七から五七九まで、六一七、六一八、六二二から六二四まで、字中海道五〇二、五四四、字西海道六〇一、六〇二、六〇八、六一〇、六一二の一、六一二の二、六一三の一、六一四、字西山六一一、六二五から六二八まで、六二八の一、字西峯六八七の二七〇、六八七の二七五、六八七の二七六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十八年八月十三日農林水産省告示第千四百四十二号（一に係るものに限る。）、昭和五十八年八月九日農林水産省告示第千三百九十七号（一、三及び四に係るものに限る。）、昭和五十八年八月八日農林水産省告示第千三百八十四号（一に係るものに限る。）、昭和五十八年六月十七日農林水産省告示第九百三十八号（二から四に係るものに限る。）、昭和五十八年六月二十三日農林水産省告示第千三十八号（二及び三に係るものに限る。）、昭和五十八年八月八日農林水産省告示第千七十七号（一、三及び五に係るものに限る。）、昭和五十八年六月二十一日農林水産省告示第千十一号（一、二及び四に係るものに限る。）、昭和五十八年八月八日農林水産省告示第九百七十一号（二及び三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十九年一月十一日農林水産省告示第三十号、昭和五十九年一月十七日農林水産省告示第九十七号、昭和五十九年一月十八日農林水産省告示第百二十一号、昭和五十八年十二月二十三日農林水産省告示第二千六百七十四号、昭和五十九年一月二十六日農林水産省告示第二百四十四号、昭和五十九年二月七日農林水産省告示第三百六十号、昭和五十九年八月十四日農林水産省告示第千六百二十三号、昭和五十九年十月二十四日農林水産省告示第二千百三十五号、昭和五十九年十一月一日農林水産省告示第二千百九十六号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成六年一月二十八日農林水産省告示第百八十八号、平成六年一月二十八日農林水産省告示第百九十七号、平成六年一月二十八日農林水産省告示第百九十八号、平成六年一月二十八日農林水産省告示第百九十九号、平成六年一月二十八日農林水産省告示第二百号、平成六年二月四日農林水産省告示第二百三十六号（一から四に係るもの（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）、昭和五十八年十二月三日農林水産省告示第二千三百二十五号、平成六年二月四日農林水産省告示第二百三十八号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年二月三日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和六十二年九月九日農林水産省告示第千二百四十三号、昭和六十二年十二月二日農林水産省告示第千四百九十八号（一に係るものに限る。）、昭和六十三年四月十六日農林水産省告示